

福岡県公報

令和8年7月28日
第715号

目次

告示（第505号～第508号）

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
（水・大気環境課）……………1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
（上下水道課）……………1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更
（保護・援護課）……………1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
（保護・援護課）……………2
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了
（開発・盛土指導課）……………2

告示

福岡県告示第505号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町新浜町9番18の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

- 3 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第11号（埋立地特例区域）に該当

福岡県告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和6年3月福岡県告示第156号福岡広域都市計画下水道事業宗像公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
宗像市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業宗像公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和41年10月17日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉鞍支5	鞍手町地域包括支援センター	鞍手郡鞍手町大字新延414-1（鞍手町総合福祉センター）	鞍手郡鞍手町大字小牧2080-2	R7・1・1
八女居142	訪問介護ステーション 感謝の樹	八女市馬場759-5 コーポエム101号室	八女市岩崎101-5	R5・9・1
田川支34	ケアサービスまん	田川郡添田町大字庄1327-15	田川郡川崎町大字川崎799-5 サンハイツⅡB	R8・6・1

福岡県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川居299	タカサキ薬局池尻店	田川郡川崎町大字池尻195	R8・6・30

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市花見が丘一丁目269番1、269番15、269番16、270番1、270番2、270番5及び270番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F
株式会社アイ工務店
代表取締役 坂井 達也